

那覇市公報

第 1 6 5 3 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（総務課）…………… 1009
- 那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅課）…………… 1057
- 那覇市母子保健推進協議会規則の一部を改正する規則（地域保健課）……… 1058

◇告 示◇

- 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について（建築指導課）
…………… 1059
- 那覇広域都市計画道路の変更について（都市計画課）…………… 1060
- 平成27年度 特定計量器の定期検査について（市民生活安全課）…………… 1061
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について
（保護管理課）…………… 1062
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について
（保護管理課）…………… 1063
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について
（保護管理課）…………… 1064
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について
（保護管理課）…………… 1065
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について
（保護管理課）…………… 1066

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）…………… 1067

◇監査委員公表◇

○平成 27 年度前期定期監査の結果に対する措置について（公表）…………… 1067

規 則

那覇市規則第33号

平成27年 9 月 9 日

公 布 済

那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市個人情報保護条例施行規則（平成3年那覇市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（収集の手続） 第3条 〔略〕 2 条例第8条第3項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1）〔略〕 （2）<u>法令</u>に定めがあるとき。 （3）～（4）〔略〕 3 〔略〕	（収集の手続） 第3条 〔略〕 2 条例第8条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1）〔略〕 （2）<u>法令等</u>に定めがあるとき。 （3）～（4）〔略〕 3 〔略〕 （個人情報の管理責任者） <u>第3条の2 前条第1項第1号の個人情報の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、課長（那覇市事務分掌規則（1971年那覇市規則第15号）第2条第2項の課長及び市が設立した地方独立行政法人の課長をいう。以下同じ。）をもって充てる。</u>
（目的外利用の手続） 第4条 課長（<u>那覇市事務分掌規則（1971年那覇市規則第15号）第2条第2項に規定する課長及び市が設立した地方独立行政法人の課長をいう。以下同じ。）は、条例第9条第1項の目的外利用をしようとするときは、その旨を、<u>個人情報の管理責任者（第10条を除き、以下「管理責任者」という。）</u>に対し、申請しなければならない。</u> 2 〔略〕 3 目的外利用をする課の長が次条の規定に違反したときは、管理責任者は、承認を取り消すとともに、目的外利用を認めた<u>個人情報</u>の返還その他の必要な措置を命じることができる。 （目的外利用の条件） 第5条 管理責任者は、<u>条例第9条第1項の</u>	（目的外利用の手続） 第4条 課長は、<u>保有個人情報について、条例第9条第1項又は第9条の2第2項に規定する利用目的以外の目的のための利用（以下「目的外利用」という。）をしようとするときは、その旨を、<u>管理責任者</u>に対し、申請しなければならない。</u> 2 〔略〕 3 目的外利用をする課長が次条の<u>条件</u>に違反したときは、管理責任者は、承認を取り消すとともに、目的外利用を認めた<u>保有個人情報</u>の返還その他の必要な措置を命じることができる。 （目的外利用の条件） 第5条 管理責任者は、<u>目的外利用の申請</u>

目的外利用を承認しようとするときは、当該個人情報について、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) [略]
- (2) 他の課に対する利用の禁止
- (3) 外部提供の禁止
- (4)～(6) [略]

(外部提供の手続)

第6条 条例第9条第1項の外部提供を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1)～(6) [略]

2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、法令等により外部提供を求められたときは、当該法令等の定める手続によるものとする。

4 外部提供を受けたものが次条に規定する条件に違反したときは、市長は、承認を取り消すとともに、外部提供した個人情報の返還その他必要な措置を命じることができる。

(外部提供の条件)

第7条 市長は、条例第9条第1項の外部提供を承認しようとするときは、当該個人情報について、次の条件を付さなければならない。

- (1) [略]
- (2) 申請目的以外の利用の禁止
- (3)～(8) [略]

2 市長は、前項に規定する条件のうち、

についての承認をしようとするときは、当該承認に係る保有個人情報について、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) [略]
- (2) 他の課に利用させることの禁止
- (3) 提供の禁止
- (4)～(6) [略]

(提供の手続)

第6条 条例第9条第1項に規定する提供又は条例第9条の3に規定する提供(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第11号から第14号までに該当する場合の提供に限る。)を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書により、市長に申請しなければならない。

- (1)～(6) [略]

2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、法令等により第1項の提供を求められたときは、当該法令等の定める手続によるものとする。

4 第1項の提供を受けたものが次条の条件に違反したときは、市長は、承認を取り消すとともに、提供した保有個人情報の返還その他の必要な措置を命じることができる。

(提供の条件)

第7条 市長は、前条第1項の提供をするときは、当該提供に係る保有個人情報について、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) [略]
- (2) 申請目的以外の目的のための利用の禁止
- (3)～(8) [略]

2 市長は、前項各号に掲げる条件のうち、

外部提供される個人情報の性質若しくは外部提供する場合の状況により又は外部提供の目的を達成するために付すことが適当でないと認めるものについては、これを付さないことができる。

（目的外利用等の通知の例外）

第8条 条例第9条第3項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) [略]
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3)～(4) [略]

2 [略]

（目的外利用等の記録）

第9条 市長は、目的外利用等をしたときは、その事実を記録するものとする。

（個人情報の管理責任者）

第10条 条例第10条第1項に規定する個人情報の管理責任者は課の長をもって充てる。

第10条の2 [略]

（請求の手続）

第11条 [略]

2 条例第16条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1)～(2) [略]
- (3) 請求に係る個人情報の内容
- (4) 訂正、削除又は中止の内容

(5) [略]

（開示の方法）

第12条 条例第19条の規定による個人情報の開示については、市長が指定する場所及び日時において行うものとする。

提供を行う保有個人情報の性質若しくは提供を行う場合の状況により又は提供の目的を達成するために付すことが適当でないと認めるものについては、これを付さないことができる。

（目的外利用又は提供の通知の例外）

第8条 条例第9条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) [略]
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3)～(4) [略]

2 [略]

（目的外利用又は提供の記録）

第9条 市長は、目的外利用又は第6条第1項の提供をしたときは、その事実を記録するものとする。

第10条 [略]

（請求の手続）

第11条 [略]

2 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1)～(2) [略]
- (3) 請求に係る保有個人情報の内容
- (4) 訂正又は利用停止(利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。)の内容

(5) [略]

（開示の方法）

第12条 条例第19条第1項の規定による保有個人情報の開示については、市長が指定する場所及び日時において行うものとする。

2 次の各号に掲げる保有個人情報が記録された文書又は図画の閲覧は、それぞれ

当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 文書又は図画(次号及び第3号に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(条例第19条第2項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの)の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧

3 次の各号に掲げる保有個人情報記録された文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 文書又は図画(次号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法(当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、市長がその保有する処理装置により当該文書又は図画の開示を実施することができるものに限る。)

ア 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付

イ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R等の光ディスクに複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA3判以下の用紙に印刷したものの交付

4 電磁的記録についての条例第19条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法(市長がその保有する処理装置により行うことができるものに限る。)とする。

	(1) <u>当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧</u> (2) <u>当該電磁的記録を機器（開示を受ける者の閲覧、視聴又は聴取の用に供することができるものに限る。）により再生したものの閲覧、視聴又は聴取</u> (3) <u>当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付</u> (4) <u>当該電磁的記録をCD-R等の光ディスクに複写したものの交付</u> 5 <u>前2項に定めるもののほか、市長は、必要と認める方法により、保有個人情報記録された公文書の写し等の交付を行うことができる。</u>
2 <u>前項の場合において、個人情報の開示を受ける者は、当該個人情報の記録を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱いなければならない。</u> 3 <u>市長は、前項の規定に反するおそれのある者に対し、個人情報を直接開示することを拒否し、又は中止することができる。</u>	6 <u>保有個人情報記録された公文書の閲覧、視聴又は聴取をする者は、当該公文書を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱いなければならない。</u> 7 <u>市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、保有個人情報記録された公文書の閲覧、視聴又は聴取を禁止し、又は中止することができる。</u> <u>（費用の納付）</u> <u>第12条の2 条例第19条の3第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報記録された公文書の写し等の交付を受ける者が負担する費用の額は、別表のとおりとする。</u> 2 <u>前項の費用は、保有個人情報記録された公文書の写し等の交付を受ける前に納付するものとする。</u>
<u>（要請拒否等の事実の公表）</u> 第16条 第2条第2項の規定は、条例第24条第3項の規定による公表について準用する。 <u>（運用状況の公表）</u> 第17条 条例第25条の規定による運用状況の公表は、年度ごとの開示、訂正、削除、目的外利用等の中止、不服申立て、	<u>（要請拒否等の事実の公表）</u> 第16条 第2条第2項の規定は、条例第24条第4項の規定による公表について準用する。 <u>（運用状況の公表）</u> 第17条 市長は、条例第25条の運用状況について、毎年5月末日までに、前年度における開示、訂正、利用の停止、消去及

苦情の申出その他必要な事項について、
5月末日までに行うものとする。

2 〔略〕

（費用の納付）

第17条の2 条例第30条第2項の公文書の
写しの作成及び送付に関する費用の額
は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、前納とする。ただし、
市長が特別の理由があると認めるとき
は、この限りでない。

（様式）

第19条 次の表の右欄に掲げる規定に基
づく同表の中欄に掲げる文書は、それぞ
れ同表の左欄に掲げる様式によるもの
とする。

〔表 別記〕

〔別表 別記〕

〔第1号様式 別記〕

〔第2号様式 別記〕

〔第3号様式 別記〕

〔第4号様式 別記〕

〔第5号様式 別記〕

〔第6号様式 別記〕

〔第7号様式 別記〕

〔第8号様式 別記〕

〔第9号様式 別記〕

〔第10号様式 別記〕

〔第11号様式 別記〕

〔第12号様式 別記〕

〔第13号様式 別記〕

〔第14号様式 別記〕

〔第15号様式 別記〕

〔第16号様式 別記〕

び提供の停止の請求件数、不服申立て及
び苦情の申出の件数その他必要な事項
について、公表するものとする。

2 〔略〕

（様式）

第19条 〔略〕

〔表 別記〕

〔別表 別記〕

〔第1号様式 別記〕

〔第2号様式 別記〕

〔第3号様式 別記〕

〔第4号様式 別記〕

〔第5号様式 別記〕

〔第6号様式 別記〕

〔第7号様式 別記〕

〔第8号様式 別記〕

〔第9号様式 別記〕

〔第10号様式 別記〕

〔第11号様式 別記〕

〔第12号様式 別記〕

〔第13号様式 別記〕

〔第14号様式 別記〕

〔第15号様式 別記〕

〔第16号様式 別記〕

〔第17号様式 別記〕

〔第18号様式 別記〕

〔第19号様式 別記〕

〔第20号様式 別記〕

〔第21号様式 別記〕

〔第22号様式 別記〕

[第17号様式 別記]	[第23号様式 別記]
[第18号様式 別記]	[第24号様式 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	
5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	
6 様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	
7 改正後様式の表示に対応する改正前の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に受理した個人情報の利用等の申請又は開示等の請求に対する処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

[第19条の表]

様式	文書名	根拠条項
[略]		
第5号様式	個人情報目的外利用申請書	[略]
第6号様式	個人情報目的外利用決定通知書	[略]
第7号様式	個人情報外部提供申請書	[略]
第8号様式	個人情報外部提供決定通知書	[略]
第9号様式	個人情報目的外利用等通知書	[略]
第10号様式	個人情報目的外利用等届出書	[略]
[略]		
第12号様式	個人情報(開示・訂正・削除・中止)請求書	[略]
第13号様式	個人情報(開示・訂正・削除・中止)決定期間延長通知書	[略]
第14号様式	個人情報(開示・訂正・削除・中止)請求諾否決定通	[略]

	知書	
第15号様式	個人情報(訂正・削除・中止)措置通知書	条例第19条第3項
第16号様式	個人情報(訂正・削除・中止)措置通知書	条例第19条第3項
第17号様式	[略]	
第18号様式	[略]	

[改正後 別記]

[第19条の表]

様式	文書名	根拠条項
[略]		
第5号様式	保有個人情報目的外利用申請書	[略]
第6号様式	保有個人情報目的外利用決定通知書	[略]
第7号様式	保有個人情報提供申請書	[略]
第8号様式	保有個人情報提供決定通知書	[略]
第9号様式	保有個人情報(目的外利用・提供)通知書	[略]
第10号様式	保有個人情報(目的外利用・提供)届出書	[略]
[略]		
第12号様式	保有個人情報(開示・訂正・利用停止)請求書	[略]
第13号様式	保有個人情報(開示・訂正・利用停止)決定期間延長通知書	[略]
第14号様式	保有個人情報開示決定通知書	[略]
第15号様式	保有個人情報部分開示決定通知書	条例第18条第3項
第16号様式	保有個人情報不開示決定通知書	条例第18条第3項
第17号様式	保有個人情報存否応答拒否決定通知書	条例第18条第3項
第18号様式	保有個人情報(訂正・利用停止)決定通知書	条例第18条第3項
第19号様式	保有個人情報(一部訂正・一部利用停止)決定通知書	条例第18条第3項
第20号様式	保有個人情報(訂正・利用停止)拒否決定通知書	条例第18条第3項
第21号様式	保有個人情報(訂正・利用停止)措置通知書	条例第19条第4項
第22号様式	保有個人情報(訂正・利用停止)措置通知書(提供先用)	条例第19条第4項
第23号様式	[略]	
第24号様式	[略]	

[改正前 別記]

別表(第17条の2関係)

区分	金額
写しの作成に要する費用の額	[略]
写しの送付に要する費用の額	[略]

[改正後 別記]

別表(第12条の2関係)

区分	金額
----	----

写し等の作成に	[略]	
要する費用の額	[略]	
写し等の送付に要する費用の額		[略]

[改正前 別記]

第1号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

年 月 日

那覇市長 様

実施機関

印

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号				届出担当課	電話	
個人情報管理責任者						
業 務 の 名 称						
業 務 の 目 的						
個人情報の対象者						
業務の開始年月日		☐ 継 続 / ☐ 新 規 (年 月 日)				
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☐ 氏 名	☐ 思 想	☐ 職 業	☐ 収 入	☐ 健康状態	☐
	☐ 住 所	☐ 宗 教	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 容 姿	☐
	☐ 性 別	☐ 支持政党	☐ 学 歴	☐ 公租公課	☐ 病 歴	☐
	☐ 生年月日	☐ 主義主張	☐ 資 格	☐ 経済取引	☐ 障害程度	☐
	☐ 国 籍	☐ 趣味嗜好	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	☐	☐
	☐ 本 籍	☐ 犯 歴 等	☐ 賞 罰	☐	☐	☐
	☐ 続 柄	☐	☐ 学業成績	☐	☐	☐
	☐ 親族関係	☐	☐ 勤務成績	☐	☐	☐
	☐ 婚姻離婚	☐	☐	☐	☐	☐
☐ そ の 他	☐ そ の 他	☐ そ の 他	☐ そ の 他	☐ そ の 他	☐	
個人情報の収集方法		☐ 本人 / ☐ 本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期		☐ 定期(月～ 月) / ☐ 随時				
個人情報の告知方法		☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 申請等 ☐ その他				
個人情報の記録形態		☐ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☐ 電磁媒体 ☐ その他				
備 考						

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

[改正後 別記]

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

年 月 日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課		電 話		
個人情報管理責任者				
業 務 の 名 称				
業 務 の 目 的				
個人情報の対象者				
業務の開始年月日		年 月 日		
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号	☐ 職 業	☐ 収 入	☐ 思 想 ☐ 宗 教
	☐ 氏 名	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 支持政党 ☐ 主義主張
	☐ 住 所	☐ 学 歴	☐ 公租公課	☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等
	☐ 性 別	☐ 資 格	☐ 経済取引	☐ そ の 他 ()
	☐ 生年月日	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	上記事項を取扱う理由
	☐ 国 籍	☐ 賞 罰	☐ その他	
	☐ 本 籍	☐ 学業成績	()	
	☐ 続 柄	☐ 勤務成績		
☐ 親族関係	☐ その他			
☐ 婚姻離婚	()			
☐ その他	心 身	その他		
()	☐ 健康状態	☐		
	☐ 容 姿	☐		
	☐ 病 歴	☐		
	☐ 障がい程度	☐		
	☐ その他	☐		
	()			
個人情報の収集方法		☐ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期		☐ 定期(月～ 月) ☐ 随時()		
本人への通知方法		☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
個人情報の記録形態		☐ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

[改正前 別記]

第2号様式(第19条関係)

[略]

那覇市長 様

実施機関

印

[略]

届 出 番 号		届出担当課	電話
[略]			
業 務 の 名 称			
[略]			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。

[改正後 別記]

第2号様式(第19条関係)

[略]

那覇市長 宛

那覇市長

[略]

届 出 担 当 部 課	電話
[略]	
業務の名称及び 開 始 年 月 日	年 月 日
[略]	

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

[改正前 別記]

第3号様式(第19条関係)

[略]

年 月 日

[略]

那覇市長

印

[略]

1 個人情報業務届出書を受理した期間

[略]

2 実施機関別受理の状況

[略]

[改正後 別記]

第3号様式(第19条関係)

[略]

第 号
年 月 日

[略]

那覇市長

[略]

1 報告の対象期間

[略]

2 実施機関別届出の状況

[略]

[改正前 別記]

第4号様式(第19条関係)

[略]

那覇市長 印

[略]

[略]	
所 管 部 課	
[略]	

[改正後 別記]

第4号様式(第19条関係)

[略]

那覇市長

[略]

[略]	
所 管 部 課	部 課(担当 連絡先)
[略]	

[改正前 別記]
第5号様式(第19条関係)

個 人 情 報 目 的 外 利 用 申 請 書

年 月 日

様

申請者 印

那覇市個人情報保護条例施行規則第4条第1項の規定により貴課の個人情報を利用したいので、次のとおり申請します。

業 務 の 名 称	
利 用 し た い 個 人 情 報	
利用する目的	
利用する期間	☐ 年 月 日から 年 月 日まで／ ☐ 随時
目的外利用の 根 拠	条例第9条第1項第 号に該当
保 管 方 法	
電算処理の有無	☐ 有 ☐ 無
備 考	

[改正後 別記]
第5号様式(第19条関係)

保有個人情報目的外利用申請書

年 月 日

管理責任者

課長 宛

課長

次の保有個人情報の目的外利用をしたいので、那覇市個人情報保護条例施行規則第4条第1項の規定により申請します。

業 務 の 名 称	
利 用 し た い 保有個人情報の 内 容	
利用する目的	
利用する期間	☐ 年 月 日から 年 月 日まで ☐ 随時()
目的外利用の 根 拠 条 項	☐ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 () ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当
保有個人情報の 保 管 方 法	
電算処理の有無	☐ 有 ☐ 無
備 考	

[改正前 別記]

第6号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用決定通知書

年 月 日

様

印

年 月 日に申請がありました目的外利用については、次のとおり決定しましたので、那覇市個人情報保護条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

決定の内容	☐ 承認 ☐ 一部承認 ☐ 不承認
目的外利用する個人情報の内容	
一部承認・不承認の理由	
目的外利用の条件	(1) 申請目的以外の目的のための利用の禁止 (2) 他の課に対する利用の禁止 (3) 外部提供の禁止 (4) 利用期間終了後の(☐ 返還 ☐ 廃棄)義務 (5) 事故発生時の報告義務 (6)

[改正後 別記]

第6号様式(第19条関係)

保有個人情報目的外利用決定通知書

年 月 日

課長 宛

管理責任者
課長

年 月 日に申請がありました目的外利用については、次のとおり決定しましたので、那覇市個人情報保護条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

決 定 の 内 容	☐ 承認 ☐ 一部承認 ☐ 不承認
利 用 を さ せ る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
目 的 外 利 用 の 根 拠 条 項	☐ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 () ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当
一 部 承 認 又 は 不 承 認 の 理 由	
目的外利用の条件	(1) 申請目的以外の目的のために利用しないこと。 (2) 他の課に利用させないこと。 (3) 他の実施機関又は他の団体等に提供しないこと。 (4) 利用期間終了後には(☐ 返還 ☐ 廃棄)をすること。 (5) 事故発生時には管理責任者に報告すること。 (6) その他()

[改正前 別記]
第7号様式(第19条関係)

個 人 情 報 外 部 提 供 申 請 書

年 月 日

那覇市長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

那覇市個人情報保護条例施行規則第6条第1項の規定により、個人情報の提供を受けた
いので、次のとおり申請します。

業 務 の 名 称	
利 用 し た い 個 人 情 報	
利用する目的	
提供を受ける 根 拠	条例第9条第1項第 号
利用する期間	☐ 年 月 日から 年 月 日まで / ☐ 随時
保 管 方 法	
備 考	

[改正後 別記]
第7号様式(第19条関係)

保有個人情報提供申請書

年 月 日

那覇市長 宛

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

次の保有個人情報の提供を受けたいので、那覇市個人情報保護条例施行規則第6条第1項の規定により、申請します。

業 務 の 名 称	
利 用 し た い 保有個人情報の 内 容	
利用する目的	
提供を受ける 根 拠 条 項	☐ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 号に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)
利用する期間	☐ 年 月 日から 年 月 日まで ☐ 随時()
保有個人情報の 保 管 方 法	
備 考	

※「番号法」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律をいう。

[改正前 別記]
第8号様式(第19条関係)

個人情報外部提供決定通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市長 印

年 月 日申請がありました個人情報の提供については、次のとおり決定しましたので、那覇市個人情報保護条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。

決 定 の 内 容		☐ 承 認 ☐ 一部承認 ☐ 不承認	
提供する個人情報の内 容			
提 供 す る 根 拠		条例第9条第1項第 号	
提供の日時 及び場所	日 時	年 月 日 時	
	場 所		
提 供 の 条 件		別紙記載のとおり	
一 部 承 認 及 び 不 承 認 の 理 由			
所 管 部 課			

[改正後 別記]
第8号様式(第19条関係)

保有個人情報提供決定通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市長

年 月 日に申請がありました保有個人情報の提供については、次のとおり決定しましたので、那覇市個人情報保護条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。

決 定 の 内 容	☐ 承 認 ☐ 一部承認 ☐ 不承認	
提 供 を す る 保 有 個 人 情 報 の 内 容		
提供をする根拠条項	☐ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 号に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)	
提供の日時	日 時	年 月 日 時
及 び 場 所	場 所	
提 供 の 条 件		
(一 部 承 認 ・ 不 承 認) の 理 由		
所 管 部 課	部 課(担当 連絡先)	

※「番号法」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律をいう。

[改正前 別記]

第9号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市長 印

あなたの個人情報を次のとおり目的外利用等を行いますので、那覇市個人情報保護条例
第9条第3項の規定により通知します。

利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☐ 外部提供
利 用 年 月 日	年 月 日
業 務 の 名 称	
目的外利用等をする 個人 情 報 の 内 容	
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	
所 管 部 課	

[改正後 別記]

第9号様式(第19条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市長

市が保有しているあなたの個人情報を次のとおり(目的外利用・提供)をしますので、那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により通知します。

(目的外利用・提供) を する 年 月 日	年 月 日
業 務 の 名 称	
(目的外利用・提供) をする保有個人情報の 内 容	
(目的外利用・提供) を する 理 由	
新 た な 利 用 部 課 又 は 提 供 先	
所 管 部 課	部 課(担当 連絡先)

[改正前 別記]

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

年 月 日

那覇市長 様

実施機関

印

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	電話
業 務 の 名 称	
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	年 月 日
目的外利用等をする 個人情報の内容	
目的外利用等 をする理由	
新たな利用課 又は提供先	
所 管 部 課	

[改正後 別記]

第10号様式(第19条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

年 月 日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課		目的外利用部課 又は提供先	
業 務 の 名 称			
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容			
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☐ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 () ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由			
届 出 担 当 部 課	電話		

[改正前 別記]

第11号様式(第19条関係)

[略]

那覇市長 様

実施機関

印

次のとおり電子計算組織を結合したので、那覇市個人情報保護条例第11条第2項の規定により届出します。

[略]	
結合により処理する <u>個人情報</u> <u>の項目</u>	
接続先機関が行う <u>個人情報</u> <u>漏えい等防止策</u>	
<u>所管部課</u>	
[略]	

[改正後 別記]

第11号様式(第19条関係)

[略]

那覇市長 宛

那覇市長

次のとおり電子計算組織を結合したので、那覇市個人情報保護条例第11条第2項の規定により届け出ます。

[略]	
結合により処理する <u>保有個人情報</u> <u>の 内 容</u>	
接続先機関が行う <u>保有個人情報</u> <u>漏えい等防止策</u>	
<u>届出担当部課</u>	
[略]	

[改正前 別記]

第12号様式(第19条関係)

個人情報(開示・訂正・削除・中止)請求書

年 月 日

那覇市長 様

住 所
(本人)氏 名 印
電話番号
住 所
(法定代理人等)氏 名 印
電話番号

那覇市個人情報保護条例第16条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 の 区 分	☐ 閲 覧 ☐ 削 除 ☐ 写しの交付(□郵送希望) ☐ 目的外利用の中止 ☐ 訂 正 ☐ 外部提供の中止
請 求 に 係 る 個 人 情 報 の 内 容	
訂 正 ・ 削 除 ・ 中 止 の 内 容	
本人又は法定代理人 等 確 認 の 書 類 名	

- (注) 1 請求者は、本人であることを証するものを提示してください。
2 法定代理人等申請の場合は、代理権を有することを証するもの及び本人と特別な関係があることを証するものを添付してください。
3 訂正を請求する場合は、個人情報に誤りであることを証する書類を添付してください。

[改正後 別記]

第12号様式(第19条関係)

保有個人情報(開示・訂正・利用停止)請求書

年 月 日

那覇市長 宛

住 所

(本 人)氏 名

電話番号

住 所

(法定代理人等)氏 名

電話番号

那覇市個人情報保護条例第16条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 の 区 分	☐ 開 示 ☐ 訂 正 ☐ 利用停止(☐ 利用の停止 ☐ 消 去 ☐ 提供の停止)
請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
訂正又は利用停止の 内 容	
(開示請求の場合) 開 示 の 方 法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 聴取 ☐ 写しの交付(郵送希望： ☐ する ☐ しない)
備 考	
※本人確認の書類名	
※法定代理人等確認 の 書 類 名	
※代理権確認の 書 類 名	

(注) 1 ※の欄は、記入しないでください。

2 請求者は、本人であることを証するものを提示してください。

3 法定代理人等申請の場合は、代理権を有することを証するもの及び本人と特別な関係があることを証するものを添付してください。

4 訂正を請求する場合は、保有個人情報が誤りであることを証する書類を添付してください。

[改正前 別記]

第13号様式(第19条関係)

個人情報(開示・訂正・削除・中止)決定期間
延長通知書第 号
年 月 日

様

那覇市長

印

年 月 日に請求のありました個人情報の(開示・訂正・削除・中止)については、那覇市個人情報保護条例第18条第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないため、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

請 求 の 区 分	☐ 閲 覧 ☐ 削 除 ☐ 写しの交付(□郵送希望) ☐ 目的外利用の中止 ☐ 訂 正 ☐ 外部提供の中止
請 求 に 係 る 個 人 情 報 の 内 容	
延 長 の 理 由	
延 長 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
所 管 部 課	

[改正後 別記]

第13号様式(第19条関係)

保有個人情報(開示・訂正・利用停止)決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の(開示・訂正・利用停止)請求については、那覇市個人情報保護条例第18条第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないため、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

請 求 の 区 分	☐ 開 示 ☐ 訂 正 ☐ 利用停止(☐ 利用の停止 ☐ 消 去 ☐ 提供の停止)
延 長 の 理 由	
延 長 後 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
所 管 部 課	部 課(担当 連絡先)

[改正前 別記]

第14号様式(第19条関係)

個人情報(開示・訂正・削除・中止)請求諾否決定通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市長 印

年 月 日の個人情報の(開示・訂正・削除・中止)請求については、次のとおり決定しましたので、那覇市個人情報保護条例第18条第3項の規定により通知します。

請求の区分	☐ 閲覧 ☐ 削除 ☐ 写しの交付 ☐ 目的外利用の中止 ☐ 訂正 ☐ 外部提供の中止	
決定の内容	☐ 承諾 ☐ 一部承諾 ☐ 拒否	
閲覧又は写しの 交付の日時及び 場所	日時 年 月 日 時 場所 ※ 当日都合が悪い場合は、あらかじめご連絡ください。	
一部承諾の内容 及び理由		
拒否の理由	根拠条項	☐ 条例第12条の2第1項第 号 ☐ 条例第12条の3 ☐ その他
	理 由	
時限性開示	年 月 日以後であれば、開示ができますので、同日以後に改めて開示の請求をしてください。	
所管部課		

(注)個人情報の閲覧及び写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して、不服申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に市(代表者市長)を被告として提起することができます。ただし、不服申立てをした場合は、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

[改正後 別記]

第14号様式(第19条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

那覇市長

年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る保有個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、那覇市個人情報保護条例第18条第3項の規定により通知します。

来 庁 に よる開示	閲覧・ 視聴・ 聴取	日時 年 月 日 (午前・午後) 時から(午前・午後) 時までの間 場所 ※上記日時で都合が悪い場合は、あらかじめご連絡ください。
	写しの 交 付	期間 年 月 日から 年 月 日までの間 場所
所 管 部 課		部 課(担当 連絡先)

(注) 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]
第15号様式(第19条関係)

(表)

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市長

年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る保有個人情報については、次のとおり部分開示することを決定しましたので、那覇市個人情報保護条例第18条第3項の規定により通知します。

来 庁 に よる開示	閲覧・ 視聴・ 聴取	日時 年 月 日 (午前・午後) 時から(午前・午後) 時までの間 場所 ※上記日時で都合が悪い場合は、あらかじめご連絡ください。
	写しの 交 付	期間 年 月 日から 年 月 日までの間 場所
開示しない部分		
開示しない理由		理由 (根拠規定)
不開示情報に 該当しなくなる 時期(条例第18条 第4項に該当する 場 合 の み)		年 月 日 ※ただし、開示を希望する場合は、同日以後改めて開示請求が必要となります。
所 管 部 課		部 課(担当 連絡先)

(注) 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

（裏）

（教示）

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]
第16号様式(第19条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

那覇市長

年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る保有個人情報については、次のとおり開示しないこととする決定をしましたので、那覇市個人情報保護条例第18条第3項の規定により通知します。

開示しない理由	(根拠規定)
不開示情報に該当しなくなる時期(条例第18条第4項に該当する場合のみ)	年 月 日 ※ただし、開示を希望する場合は、同日以後改めて開示請求が必要となります。
所 管 部 課	部 課(担当 連絡先)

(教示)

1 不服申立て

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第17号様式(第19条関係)

保有個人情報存否応答拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求については、次のとおり保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することと決定したため、那覇市個人情報保護例第18条第3項の規定により通知します。

保有個人情報の 存否を明らかに しない理由	(根拠規定 那覇市個人情報保護条例第12条の3)
所 管 部 課	部 課(担当 連絡先)

(教示)

1 不服申立て

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]
第18号様式(第19条関係)

(表)

保有個人情報(訂正・利用停止)決定通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の(訂正・利用停止)請求については、次のとおり承諾することを決定しましたので、那覇市個人情報保護条例第18条第3項の規定により通知します。

請 求 の 区 分	☐ 訂正 ☐ 利用停止(☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 提供の停止)
請 求 に 係 る 決 定 の 内 容	
(訂 正 ・ 利 用 停 止) の 年 月 日	年 月 日
所 管 部 課	部 課(担当 連絡先)

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第19号様式(第19条関係)

(表)

保有個人情報(一部訂正・一部利用停止)決定通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の(訂正・利用停止)請求については、次のとおり(一部訂正・一部利用停止)することを決定しましたので、那覇市個人情報保護条例第18条第3項の規定により通知します。

請 求 の 区 分	☐ 訂正 ☐ 利用停止(☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 提供の停止)
請 求 に 係 る 決 定 の 内 容	
(訂正・利用停止) の 年 月 日	年 月 日
(訂正・利用停止)を しない部分の内容	
(訂正・利用停止)を し ない 理 由	
所 管 部 課	部 課(担当 連絡先)

（裏）

（教示）

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第20号様式(第19条関係)

(表)

保有個人情報(訂正・利用停止)拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の(訂正・利用停止)請求については、次のとおり拒否することを決定しましたので、那覇市個人情報保護条例第18条第3項の規定により通知します。

請 求 の 区 分	☐ 訂正 ☐ 利用停止(☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 提供の停止)
請 求 に 係 る 決 定 の 内 容	
(訂正・利用停止)を し な い 理 由	
所 管 部 課	部 課(担当 連絡先)

（裏）

（教示）

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正前 別記]

第15号様式(第19条関係)

個人情報(訂正・削除・中止)措置通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市長

印

あなたの個人情報の記録について、次のように(訂正・削除・中止)をしましたので、
那覇市個人情報保護条例第19条第3項の規定により通知します。

請 求 内 容 の 区 分	☐ 訂 正 ☐ 削 除 ☐ 目的外利用の中止 ☐ 外部提供の中止
請 求 に 係 る 個 人 情 報 の 内 容	
訂 正 ・ 削 除 ・ 中 止 の 内 容	
訂 正 ・ 削 除 ・ 中 止 の 年 月 日	年 月 日
所 管 部 課	

[改正後 別記]

第21号様式(第19条関係)

保有個人情報(訂正・利用停止)措置通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市長

市が保有しているあなたの個人情報の記録について、次のとおり(訂正・利用停止)の措置をしましたので、那覇市個人情報保護条例第19条第4項の規定により通知します。

請 求 の 区 分	☐ 訂正 ☐ 利用停止(☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 提供の停止)
請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
(訂正・利用停止) の 措 置 の 内 容	
(訂正・利用停止) の 措 置 の 年 月 日	年 月 日
所 管 部 課	部 課(担当 連絡先)

[改正前 別記]

第16号様式(第19条関係)

個人情報(訂正・削除・中止)措置通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市長

印

次のように個人情報の記録について、（訂正・削除・中止）をしましたので、那覇市個人情報保護条例第19条第3項の規定により通知します。

個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	
訂 正 ・ 削 除 ・ 中 止 の 内 容	
訂 正 ・ 削 除 ・ 中 止 を し た 年 月 日	年 月 日
所 管 部 課	

[改正後 別記]
第22号様式(第19条関係)

保有個人情報(訂正・利用停止)措置通知書(提供先用)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

貴職に提供している保有個人情報の記録について、次のとおり(訂正・利用停止)の措置をしましたので、那覇市個人情報保護条例第19条第4項の規定により通知します。

保有個人情報の 記 録 の 内 容	
(訂正・利用停止) の 措 置 の 内 容	
(訂正・利用停止) の 措 置 の 年 月 日	年 月 日
所 管 部 課	部 課(担当 連絡先)

[改正前 別記]

第17号様式(第19条関係)

[略]

那覇市長 印

[略]

[略]			
所	管	部	課

[改正後 別記]

第23号様式(第19条関係)

[略]

那覇市長

[略]

[略]			
所	管	部	課
部 課(担当 連絡先)			

[改正前 別記]

第18号様式(第19条関係)

[略]

那覇市長 印

[略]

[略]			
所	管	部	課

[略]

[改正後 別記]

第24号様式(第19条関係)

[略]

那覇市長

[略]

[略]			
所	管	部	課
部 課(担当 連絡先)			

[略]

那覇市規則第34号

平成27年9月9日

公 布 済

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第38条関係)

市営住宅名称	1区画当たり使用料(月額)
[略]	
那覇市宇栄原市営住宅	[略]

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第38条関係)

市営住宅名称	1区画当たり使用料(月額)
[略]	
那覇市宇栄原市営住宅	[略]
那覇市大名市営住宅	5,000円

備考 [略]

那覇市規則第35号

平成27年9月9日

公 布 済

那覇市母子保健推進協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市母子保健推進協議会規則の一部を改正する規則

那覇市母子保健推進協議会規則（平成15年那覇市規則第63号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(部会) 第7条 <u>第2条第3号の事項を調査審議させるため、協議会に部会を置くものとする。</u> 2～7 [略]	(部会) 第7条 <u>特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、協議会に部会を置くことができる。</u> 2～7 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 273 号

平成 27 年 9 月 4 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定番号：第 5 号
- 2 指定道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日：平成 27 年 9 月 4 日
- 4 指定道路の位置：那覇市首里石嶺町一丁目 136 番 6, 136 番 9
- 5 指定道路の延長及び幅員：延長 33.70m
幅員 4.00～4.47m

那覇市告示第 278 号

平成 27 年 9 月 15 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更をしたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

1 都市計画の種類

○那覇広域都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

○那覇広域都市計画道路（3・3・那 17 号 石嶺線）

変更する部分 那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所 9 階）

那覇市告示第 296 号

平成 27 年 10 月 1 日

平成 27 年度 特定計量器の定期検査について

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 検査対象となる特定計量器
非自動はかり、分銅及びおもり

2 定期検査実施場所及び期日

検査期日	検査場所	住所
平成 27 年 11 月 9 日（月）	なは市民協働プラザ	銘苅 2-3-1
平成 27 年 11 月 10 日（火）	小禄支所	宇栄原 4-2-2
平成 27 年 11 月 11 日（水）	第一牧志公設市場	松尾 2-10-1
平成 27 年 11 月 12 日（木）	真和志支所	寄宮 2-32-1
平成 27 年 11 月 13 日（金）	首里支所	首里久場川町 2-18-9
平成 27 年 11 月 24 日（火）	農連中央市場	樋川 2-4-1
平成 27 年 11 月 25 日（水）		
平成 27 年 11 月 26 日（木）	真和志支所	寄宮 2-32-1
平成 27 年 11 月 27 日（金）		

注意 検査時間は 10：00～12：00、13：00～15：00 です。

那覇市告示第 297 号

平成 27 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定の有効期間
所 在 地		
那覇市保健所	那覇市	平成 27 年 7 月 29 日～ 平成 33 年 7 月 28 日
那覇市与儀一丁目 3 番 21 号		
しなさき訪問看護ステーション	株式会社 志情	平成 27 年 9 月 1 日～ 平成 33 年 8 月 31 日
那覇市長田一丁目 17 番 5 号 長田ハイツ A 棟 101 号室		

那覇市告示第 298 号

平成 27 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
さわふじ薬局		平成 27 年 8 月 1 日
管理者	宮里 裕美（西川 睦代）	
かりん薬局		平成 27 年 8 月 1 日
管理者	徳山 辰彦（山川 洋子）	

那覇市告示第 299 号

平成 27 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	休止年月日
所 在 地	
おろく皮フ科クリニック	平成 27 年 7 月 1 日
那覇市小禄 5 丁目 13 番地 1	
医療法人陽心会 在宅総合ケアセンター陽心会	平成 27 年 10 月 1 日
那覇市字大道 128 番地	

那覇市告示第 300 号

平成 27 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	休止年月日
所 在 地	
医療法人陽心会 在宅総合ケアセンター陽心会	平成 27 年 9 月 30 日
那覇市字大道 128 番地	

那覇市告示第 301 号

平成 27 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
小園 明子	あん摩・マッサージ、 はり・きゅう	平成 27 年 9 月 2 日
(出張専業)	—	
上原 徹	柔道整復	平成 27 年 8 月 14 日
南ぬ島整骨院	那覇市具志三丁目 2 番 3 号 キャピタルコート 101	

公 告

那覇市公告第 320 号

平成 27 年 9 月 15 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

監査委員公表

那 監 公 表 第 6 号

平成 27 年 10 月 1 日

那覇市監査委員

同

同

同

新 城 和 範

宮 里 善 博

翁 長 俊 英

高 良 正 幸

平成 27 年度前期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 27 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び教育長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 27 年度定期監査（前期）の結果に伴う措置状況について

環境部

○環境政策課

屋上・壁面緑化推進事業の事業効果について（注意事項）

屋上・壁面緑化推進事業は、市内の建物において、屋上や壁面等で緑化を行う建築物所有者に対し、申請に基づき緑化工事の一部を助成する事業である。

平成 25 年度の助成件数 3 件、助成額 1,095,800 円に対し、平成 26 年度は、助成件数 8 件、助成額 2,143,802 円と助成の対象者は増えているが、事業の効果という面では、目標値 10,570 m²に対し達成値 3,051 m²で目標達成率 28.9%と低い状況である。

今後もさらに市民等からアンケートを実施するなど、ニーズの把握及び分析を行い、効果があげられる事業に転換する等工夫を図り、事業効果の向上に取り組まれない。

□ 注意事項に関する措置

これまで「広報なは市民の友」や住宅新聞等への掲載や、ポスターやチラシによる本市公共施設、各自治会などでの周知協力に加え、平成 26 年度には建築物緑化関連団体の協力を得て、那覇市緑化センターと相談会を開催し、約 30 名の参加者があり、市民ニーズは継続してあるものと考えております。

さらに、市民がより手軽に実施できる屋上・壁面緑化として、パーゴラやプランターを使ったモデルを作り、各種イベントや那覇市緑化センターに展示するなどの周知活動を実施してきました。

平成 23 年度に実施した建築物緑化促進事業の実態及び推計調査では、市内全体（約 53,100 軒）で約 6,600 軒（約 12.4%）となっており、屋上・壁面緑化はある一定程度の広がりを得られていると考えています。

また、屋上・壁面緑化助成金交付者へ実施している設置後 3 年目のアンケートにおいては、台風対策、草木の剪定や除草など、維持管理等で負担に感じている状況がある一方で、緑化効果として「涼しく感じた」、「建物への蓄熱が軽減された」、「家庭菜園で地産地消が実行できた」などのメリットの意見が多数あり、一定程度の事業効果が得られているものと考えております。

今後は、これらのことも踏まえながら、建築物緑化の実施者やこれから行う方に対して、専門家等による相談会の実施や情報提供などの支援を行いながら、地球温暖化対策の一環として、ヒートアイランド現象の緩和と潤いのある空間の創出のため、予算の範囲内で助成していききたいと考えております。

生涯学習部

○市民スポーツ課

那覇市健康ウォーキング推進事業業務委託契約について（注意事項）

那覇市健康ウォーキング推進事業は、ウォーキングを通して、市民の健康への意識を高めることを目的とした新規事業である。同事業実行委員会との業務委託契約は、平成 26 年 7 月 1 日に締結しており、契約書に特別条項を設け、契約の始期を実行委員会設立の日である平成 26 年 5 月 9 日にさかのぼっている。

地方自治法第 234 条第 5 項は「その委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする」旨規定しており、特別条項を定めた場合でも遡及期間は相手方に履行の請求ができない。

また、個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づき、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他 7 項目の条件を付するものとされているが、当該契約にはその条件が付されていない。

契約締結に当たっては、適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

業務委託契約の契約日については、地方自治法第 234 条第 5 項の規定に留意し、適切に契約締結を行なうよう努めてまいります。

また、平成 26 年 7 月 1 日付け契約書には、遵守義務事項として、「第 11 条乙は、この契約書、仕様書及び那覇市契約規則その他の関係法令を遵守しなければならない。乙は、業務において知り得た全ての情報を第三者に漏らし、又は関係書類を閲覧させてはならない。」と条件を付しているところであるが、今後は、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づき、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他 7 項目の条件を付して適切に契約締結を行ってまいります。

○施設課

個人事業者の委託に係る源泉徴収漏れについて（注意事項）

源泉徴収に係る所得税相当額返還金については、平成 25 年度学校施設耐震診断業務を個人事業者に委託したことに伴う委託料の支払いに際し、4,113,415 円の源泉徴収が行われておらず、後日、個人事業者に所得税相当額の返還請求を行ったものである。

所得税法第 204 条に基づく源泉徴収の対象となる報酬、料金等については、その支払者が一定の税率により所得税を徴収して納付する義務がある。

委託料等の支払いに当たっては、同法の規定による審査を行い、適切に事務処理を行うよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

源泉徴収漏れに関しては、平成 26 年 10 月 8 日付けで出納室より、個人事業主（個人を含む）への支払いの際に、源泉徴収が必要か否かを確認し、必要な場合には、源泉徴収の入力を行い、必要がない場合には、支出命令書の摘要欄にその旨を入力することなどを、周知徹底するよう通知されています。

さらに、支出命令書の改訂（平成 27 年 1 月から施行）により、源泉徴収処理が生じる可能性のある費目の支出命令書に、「源泉徴収」の要・不要の選択や、該当理由等を記入する項目が追加されるようになったため、支払いの事務処理時にも確認できるようになっています。

上記のことも踏まえて、源泉徴収漏れについては、課の職員全体に源泉徴収事務における注意・周知を図り、今後このような事態が生じないように適正な事務の執行に努めてまいります。

学校教育部

○学務課

平成 26 年度小中学校印刷機賃貸借等の契約について（注意事項）

平成 26 年度小中学校（城東小他 8 校）印刷機賃貸借契約他 3 件の契約は、いずれも追認条項を定め、契約期間の始期を契約日から 1 ヶ月以上さかのぼって契約を締結している。

地方自治法第 234 条第 5 項は「その委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする」旨規定している。追認条項を定めた場合でも契約が成立確定する以前は、相手方に履行の請求ができない。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理を行なわれない。

□ 注意事項に関する措置

契約締結に当たっては、始期、履行期間等を踏まえて速やかに締結できるよう適切な事務処理に努めます。